

議案第98号

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

校務に応じた額及び校務の種類を定める必要がある。

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額、第1項に規定する義務教育等教員特別手当の月額（前項に規定する職員にあつては、同項に規定する義務教育等教員特別手当の月額）を別表第2に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち2以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する同表の校務の種類欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（校務の種類）

第2条の2 条例第33条第2項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級を担任する業務
- （2）前号の学級を担任する業務を補佐する業務
- （3）複数の者で学級を担任する業務（前2号のいずれかに該当する場合を除く。）

（校務の分掌状況に係る届出）

第2条の3 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

附則第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

校務の種類	月額
1 第2条の2第1号の校務	3,000円
2 第2条の2第2号の校務	1,000円
3 第2条の2第3号の校務	2,000円

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

## 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する<b>別表第1</b>に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 略</p> <p><b>3 各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項に規定する義務教育等教員特別手当の月額（前項に規定する職員にあっては、同項に規定する義務教育等教員特別手当の月額）を別表第2に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち2以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する同表の校務の種類に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。</b></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する<b>別表</b>____に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 略</p>
<p><b>(校務の種類)</b></p> <p><b>第2条の2 条例第33条第2項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。</b></p> <p><b>(1) 学級を担任する業務</b></p> <p><b>(2) 前号の学級を担任する業務を補佐する業務</b></p>	

新	旧								
<p><b>(3) 複数の者で学級を担当する業務（前2号のいずれかに該当する場合を除く。）</b>  <b>(校務の分掌状況に係る届出)</b>  <b>第2条の3 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を杉並区教育委員会に届け出なければならない。</b>  <b>2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。</b></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、条例附則第2項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する<b>別表第1</b>に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。</p> <p>3 略</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係） 略  <b>別表第2</b>（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">校務の種類</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 第2条の2第1号の校務</b></td> <td style="text-align: right;"><b>3,000円</b></td> </tr> <tr> <td><b>2 第2条の2第2号の校務</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,000円</b></td> </tr> <tr> <td><b>3 第2条の2第3号の校務</b></td> <td style="text-align: right;"><b>2,000円</b></td> </tr> </tbody> </table>	校務の種類	月額	<b>1 第2条の2第1号の校務</b>	<b>3,000円</b>	<b>2 第2条の2第2号の校務</b>	<b>1,000円</b>	<b>3 第2条の2第3号の校務</b>	<b>2,000円</b>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、条例附則第2項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する<b>別表</b>に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。</p> <p>3 略</p> <p><b>別表</b>（第2条関係） 略</p>
校務の種類	月額								
<b>1 第2条の2第1号の校務</b>	<b>3,000円</b>								
<b>2 第2条の2第2号の校務</b>	<b>1,000円</b>								
<b>3 第2条の2第3号の校務</b>	<b>2,000円</b>								